令和８年色麻町議会定例会１月第２回会議会議録（第１号）

令和８年１月２３日（金曜日）午前１０時０２分開会

出席議員　１３名

１番	工　藤　昭　憲　君	２番	髙　森　すみえ　君
３番	佐　藤　　忍　君	４番	小　松　栄　喜　君
５番	相　原　和　洋　君	６番	河　野　　諭　君
７番	西　村　義　隆　君	８番	小　川　一　男　君
９番	今　野　公　勇　君	１０番	天　野　秀　実　君
１１番	山　田　康　雄　君	１２番	白　井　幸　吉　君
１３番	中　山　　哲　君		

欠席議員　なし

欠　　員　なし

会議録署名議員

２番	髙　森　すみえ　君	３番	佐　藤　　忍　君

地方自治法第 121 条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早　坂　利　悦　君
副町長	鶴　谷　　康　君
総務課長	遠　藤　　洋　君
企画財政課長	今　野　　稔　君
町民生活課長	渡　邊　勝　男　君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今　野　　健　君
農林課長	浅　野　　裕　君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅　原　伸一郎　君
建設水道課長	高　橋　秀　悦　君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	髙　橋　康　起　君
子育て支援課長	鎌　田　一　博　君
教育長	千　葉　律　之　君

教育総務課長兼学校給食センター所長	大河原　基　典　君
生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	竹　荒　　弘　君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局次長	井　上　勝　美　君
書　　記	大　泉　信　也　君

議事日程　第１号

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会議日程の決定	
日程第３	天野秀実議長の議長辞職の件について	
日程第４	承認第６号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号））
日程第５	承認第７号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号））
日程第６	承認第８号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第２号））
日程第７	承認第９号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第２号））
日程第８	承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第３号））
日程第９	承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めること）
日程第10	承認第12号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定）
日程第11	承認第13号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）
日程第12	承認第14号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
日程第13	承認第15号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部改正）

日程第 14	承認第 16 号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
日程第 15	承認第 17 号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町印鑑登録及び証明に関する条例及び色麻町手数料条例の一部改正）
日程第 16	承認第 18 号	専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更）
日程第 17	承認第 19 号	専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町生活共同利用センター等））
日程第 18	承認第 20 号	専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（町営墓地））
日程第 19	承認第 21 号	専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町デイサービスセンター））
日程第 20	承認第 22 号	専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（色麻町畜産複合地域環境保全施設））
日程第 21	承認第 23 号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の変更）
日程第 22	承認第 24 号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町道路線の認定）
日程第 23	承認第 25 号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第７号））
日程第 24	承認第 26 号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号））
日程第 25	承認第 27 号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））
日程第 26	承認第 28 号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第３号））
日程第 27	承認第 29 号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号））

日程第 28	承認第 30 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算(第３号))
日程第 29	承認第 31 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町水道事業会計補正予算(第４号))

本日の会議に付した事件

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会議日程の決定	
日程第３	天野秀実議長の議長辞職の件について	
追加日程第１	議長の選挙	
追加日程第２	議席の一部変更	
追加日程第３	議長の産業民生常任及び議会運営委員の辞任の件	
追加日程第４	常任委員の選任	
追加日程第５	議会運営委員の選任	
日程第４	承認第６号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町一般会計補正予算(第６号))
日程第５	承認第７号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号))
日程第６	承認第８号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第２号))
日程第７	承認第９号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算(第２号))
日程第８	承認第 10 号	専決処分の承認を求めることについて(令和７年度色麻町水道事業会計補正予算(第３号))
日程第９	承認第 11 号	専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償の額を定めること)
日程第 10	承認第 12 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定)
日程第 11	承認第 13 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町職員の給与に関する条例の一部改正)
日程第 12	承認第 14 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
日程第 13	承認第 15 号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

		関する条例の一部改正）
日程第 14	承認第 16 号	専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

午前１０時０２分　開会

○議長（天野秀実君）　御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年色麻町議会定例会１月第２回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

次に、定例会１月第２回会議に付された案件は、議長辞職の件、そして、長より提案された会議事件は、承認第６号から承認第31号までの26か件であります。

次に、地方自治法第121条第１項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、議員講座について御報告をいたします。

昨日１月22日、宮城県町村議会議長会主催の議員講座が仙台市で開催されました。講座では、東京大学先端科学技術研究センター教授の牧原　出氏の「地方制度改革下の地方議会」と題した講演が行われました。

この講座への議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第119条第１項のただし書の規定により、議長において派遣を決定したものです。この講義には６名の議員が講座に参加をいたしております。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、２番髙森すみえ議員、３番佐藤　忍議員の両議員を指名いたします。

日程第２　会議日程の決定

○議長（天野秀実君）　日程第２、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。１月第２回会議の日程につきましては、本日から１月26日までの４日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君）　御異議なしと認めます。よって、１月第２回会議は本日から１月26日までの４日間と決しました。

日程第３　天野秀実議長の議長辞職の件について

○議長（天野秀実君）　日程第３、議長辞職の件については、私の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。

それでは、ここで副議長と交代するため、暫時休憩をいたします。

午前１０時０５分　休憩

午前１０時０６分　再開

〔議長　天野秀実君　退場、副議長　白井幸吉君　議長席着席〕

○副議長（白井幸吉君）　休憩を閉じて会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を取らせていただきます。

日程第３、天野秀実議長の議長辞職の件についてを議題といたします。

それでは、議会事務局長に辞職願を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（井上勝美君）　それでは、朗読させていただきます。

令和８年１月13日。

色麻町議会副議長、白井幸吉殿。

色麻町議会議長、天野秀実。

辞職願。

このたび、一身上の都合により色麻町議会議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○副議長（白井幸吉君）　ただいま事務局長から朗読をいただきました。

お諮りいたします。天野秀実議長の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、天野秀実議長の議長辞職を許可することに決しました。

ここで、13番天野秀実議員の入場を許可します。

〔13番　天野秀実君　入場〕

○副議長（白井幸吉君）　ここで、先例により議長を辞職されました天野前議長に御挨拶をお願いいたします。御登壇の上、お願いいたします。

〔13番　天野秀実君　登壇〕

○13番（天野秀実君）　天野秀実でございます。

この場で御挨拶をさせていただけるというのが先ほど分かりましたので、何の準備も、何もして来ておりませんでした。しかしながら、一言だけ町民の皆さん、また支持者の皆さんには感謝を申し上げたいと思っておりました。

これまで私を支えていただきました支持者、それから町民の皆さんには心から感謝を申し上げます。

また、これまで町民の福祉向上、幸せのために共に活動していただきました議員の皆さんにも大変感謝を申し上げます。それから、職員の皆さんにも心から感謝を申し上げます。

こんな言葉があったんですが、「人我を誉むれど一糸与えず、人我をそしれどいちもうもげんぜず」確か、佐久間象山公の言葉だったのかと思います。

今後も私は以前のままの私でございますし、これからも町民の皆様の幸せのために誠心誠意努力していきたいと、このように考えております。

また、色麻町議会、色麻町議会としましてもですね、ひたすら町民の皆様の幸せのために努力をされてきた議員各位でございますので、今後とも町民の皆様には、色麻町議会に特段の御配慮と御理解をいただきまして、さらに町民福祉の向上のために色麻町が一丸となって活躍できるよう心から御祈念を申し上げまして、大変粗辞ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

突然の指名でしたので、何と話していいのかよく分からなかったもんですから、つじつまの合わない部分はあったかもしれませんが、それはお許しをいただきまして、これまでの皆さんの御協力に感謝を申し上げまして、私の挨拶を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長（白井幸吉君）　暫時休憩します。

午前１０時１２分　休憩

午前１０時４０分　再開

○副議長（白井幸吉君）　休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、

追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

５番相原和洋議員。まだ入っていませんので、ごめん、ごめん。

日程の追加を決定したということでございます。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時４１分　休憩

午前１０時４２分　再開

○副議長（白井幸吉君）　休憩を閉じて会議を開きます。

追加日程第１　議長の選挙

○副議長（白井幸吉君）　追加日程１、議長の選挙を行います。

５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　今回の選挙につきましては、議会の総意も含め、指名推選を動議として提出いたします。その点をお願いします。（「賛成」の声あり）

○副議長（白井幸吉君）　ただいま５番相原和洋議員から、議長の選挙の方法については指名推選とされたい旨の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。この動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　先ほど指名推選の許可をいただきましたので、指名推選の権利を私にいただきますよう、お諮りのほどよろしくお願いします。（「賛成」の声あり）

○副議長（白井幸吉君）　指名推選人。

ただいま５番相原和洋議員から議長の指名人とされたい旨の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。この動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、議長の指名人は、５番相原和洋議員と決しました。

直ちに５番相原和洋議員から議長の指名をお願いいたします。

○５番（相原和洋君）　ありがとうございます。

では、私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

議長に10番中山　哲議員を指名したいので、よろしくお諮りのほどお願いします。

○副議長（白井幸吉君）　ただいま指名されました中山　哲議員を議長の当選人と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、中山　哲議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された中山　哲議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により当選の告知をいたします。

この際、議長に当選された中山　哲議員を御紹介いたします。御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔議長　中山　哲君　登壇〕

○議長（中山　哲君）　ただいま、議員諸公の推挙を賜り、議長の大任を拝命いたしました中山でございます。

現在、本町議会をめぐる一連の騒動におきまして、町民の皆様方から極めて厳しい批判と拭い切れない不信の念を向けられております。本来、町政のチェック機関として範を示すべき議会が、自らの不祥事によって混乱を招き、町政を停滞させ、町民の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

私は議長として、今、町民の負託に応えられる当たり前の議会を取り戻してまいります。私が取り組むべき当たり前の議会とは、ハラスメントのない健全な組織体質の確立です。職責や立場を利用した威嚇的な言動はいかなる理由があっても許されません。職員が安心して能力を発揮でき、議員同士が互いの人格を尊重し合う、この最低限のルールを徹底し、風通しのよい議会運営を再構築いたします。

次に、公正・中立で透明性の高い議事進行です。議会における議論は、特定の感情や対立に左右されるのではなく、あくまで町民の福祉向上のために尽くすべきもので、ルールに基づいた厳正な運営を行ってまいります。

次に、町民の声に真摯に向き合うことです。議会は町民の負託によって成り立つものです。今回失われた信頼を取り戻すには、言葉ではなく、これからの行動で示すほかありません。全議員が一丸となって町の将来のために働く、その当たり前の姿を積み重ねていくことが再び町民の皆様から認められる議会を目指します。

混乱の後の再出発であり、その道のりは決して平たんではありません。しかし、私は議長として、議会の正常化に全力を尽くしてまいります。

議員各位並びに執行部の皆さん、そして何より町民の皆様、どうか本議会の再生に向け格段の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（白井幸吉君）　以上で、議長就任の挨拶は終わりました。

中山　哲議長には、議長席にお着き願います。これで議長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。

〔副議長　白井幸吉君　議長席退席、議長　中山　哲君　議長席着席〕

○議長（中山　哲君）　暫時休憩いたします。

午前１０時５１分　休憩

午前１１時２８分　再開

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまの議長選に伴い議席の一部を変更する必要が生じましたので、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議席の一部を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議席の一部を変更することに決しました。

追加日程第２　議席の一部変更

○議長（中山　哲君）　追加日程２、議席の一部変更を行います。

先例により議長の議席は最終番の13番を、副議長の議席は最終２番の12番をそれぞれ指定すると規定されております。よって、会議規則第３条第３項の規定により、議場において議席の一部を変更いたします。

それでは、事務局長に議席番号とその議員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長（井上勝美君）　それでは、議席番号とその議員の氏名を朗読いたします。

10番天野秀実議員、13番中山　哲議員。

以上です。

○議長（中山　哲君）　ただいま朗読したとおり議席を指定します。指定した議席に御着席願います。

暫時休憩します。

午前１１時３０分　休憩

午前１１時３１分　再開

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。現在、私は産業民生常任委員並びに議会運営委員に選任されていますが、先例で議長は一旦総務教育常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任すると定め、実質議長は常任委員にならないとされています。また、議長は議会運営委員会の委員にもならないとされています。

したがいまして、産業民生常任委員及び議会運営委員を辞任したいと思いますので、議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第３として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

本件は、私の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により退場します。

副議長と交代するため、暫時休憩をいたします。

午前１１時３３分　休憩

午前１１時３４分　再開

〔議長　中山　哲君　退場、副議長　白井幸吉君　議長席着席〕

○副議長（白井幸吉君）　休憩を閉じて会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を取らせていただきます。

追加日程第３　議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任の件

○副議長（白井幸吉君）　追加日程第３、議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君）　御異議なしと認めます。よって、議長の産業民生常任委員及び議会運営委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議長の入場を許可いたします。

〔議長　中山　哲君　入場〕

○副議長（白井幸吉君）　それでは、議長と交代します。

暫時休憩します。

午前１１時３５分　休憩

午前１１時３６分　再開

〔副議長　白井幸吉君　議長席退席、議長　中山　哲君　議長席着席〕

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。委員会条例第４条第１項では、議員は少なくとも１つの常任委員となると規定されています。現在、10番天野秀実議員は、常任委員に所属していません。よって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第４とし日程の順序を変更し、直ちに選任をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに選任することに決しました。

追加日程第４　常任委員の選任

○議長（中山　哲君）　追加日程４、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第４条第２項の規定により、議長において10番天野秀実議員を産業民生常任委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、10番天野秀実議員を産業民生常任委員に選任することに決しました。

○議長（中山　哲君）　お諮りいたします。先ほど私の議会運営委員の辞任に伴い、議会運営委員を選任する必要が生じましたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第５として日程の順序を変更し、直ちに選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第５として日程の順序を変更し、直ちに選任することに決しました。

追加日程第５　議会運営委員の選任

○議長（中山　哲君）　追加日程５、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第４条第２項の規定により、議長において10番天野秀実議員を議会運営委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、10番天野秀実議員を議会運営委員に選任することに決しました。

次に、これまでに決定した議会内部の一連の構成は、一部事務組合及び広域連合の議会の議員に直接関わりがありますので、改めて私のほうから説明を申し上げます。

まず最初に、色麻町ほか１市１か村花川ダム管理組合議会の議員には、組合規約第５条の規定により、議長が当たることになっておりますので、私が就任します。

次に、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会の議員は、組合規約第５条の規定により、正副議長及び所管の常任委員会の正副委員長が当たることになっております。したがって、議長の私と引き続き白井幸吉副議長、産業民生常任委員会の小松栄喜委員長、相原和洋副委員長が就任します。

大崎地域広域行政事務組合議会の議員には、議長の私と引き続き白井幸吉議員が就任します。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員には、引き続き山田康雄議員が就任します。

以上、一部事務組合及び広域連合の議会の議員は、ただいま申し上げたとおりとなります。

暫時休憩いたします。再開は午後１時30分といたします。

午前１１時４１分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。

日程第４　承認第６号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号））

○議長（中山　哲君）　日程第４、承認第６号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　承認第６号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号））について、専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和７年色麻町議会定例会12月会議に提出した令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号）について、議会において議決すべき事件が議決されなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年12月５日、別紙のとおり専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案書５ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,720万1,000円を減額し、予算総額を49億8,633万8,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。併せまして、本日お配りいたしております、参考資料承認第６号関係を御覧ください。

第１款町税は、合計で5,971万4,000円の増額で、１項町民税個人町民税が3,497万6,000円の増、２項固定資産税が2,473万8,000円の増となっております。

第９款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したことにより349万8,000円を増額するものです。

議案書16ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、合計で629万5,000円の増額で、主なものは２項国庫補助金１目民生費国庫補助金で、保育対策総合支援事業費補助金額の確定により352万円の減、２目土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金額の確定により75万円の減、橋梁点検業務委託の完了により道路メンテナンス事業補助金98万6,000円の減、４目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、各種事業費の確定に伴い900万円の増、５目総務費国庫補助金は、重点支援地方交付金として、参考資料事業№４、公共施設電気料高騰対策事業の財源として234万7,000円の増などとなっております。

第16款県支出金は、合計で424万4,000円の増額で、主なものは、議案書17ページに移りまして、２項県補助金５目農林水産業費県補助金は、渇水対策として揚水機設置に対する水利施設管理強化事業補助金525万円の増などとなっております。

第18款寄附金は、合計で953万7,000円の増額で、主なものはふるさと納税寄附金として、合計で８月から10月までの357件分、885万7,000円の増、愛宕山公園維持管理指定寄附金として40万円の増、教育費指定寄附金として色麻学園の電子黒板購入に対する寄附といたしまして、株式会社ヤマウチ様、仙台ガールズプロレスリング株式会社様よりそれぞれ14万円ずつ御寄附を頂いております。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、財政調整基金を9,500万円減額し、今年度の予算上の繰入額を４億300万円といたしました。

第21款諸収入は、４項雑入において、議案書18ページに移りまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金の確定により662万7,000円の減などとなっております。

第22款町債は１項町債で、歳入でも御説明申し上げましたが、社会資本整備総合交付金が当初見込額を下回り、その不足額を地方債の対象としたため、町営住宅整備事業債で70万円の増額となっております。

次に、歳出に移ります。

議案書19ページを御覧ください。

今回の補正では、各款項に人件費の増減がありますが、主に人事異動によるものを整理したものでございます。

それでは、人件費以外の主なものを中心に御説明させていただきます。

第２款総務費は、合計で757万7,000円の減額となりました。主なものは１項総務管理費６目財産管理費で、仙台トヨペット株式会社様からハイブリッド車両１台、トヨタシエンタの御寄附の御提案があり、その関係諸経費として合計で46万7,000円を増額するものでございます。

なお、御寄附いただきます車両の納車時期につきましては、令和８年３月頃を予定いたしております。御寄附の御提案を賜りました仙台トヨペット株式会社様には、改めて深く感謝を申し上げます。

続きまして、６目財産管理費の下高城集会所建築工事費の確定により1,567万円の減、役場庁舎エアコン改修工事費として138万円の増、議案書20ページに移りまして、10目地域活性化対策費は、ふるさとまちづくり基金積立金として885万7,000円を増額するものです。

議案書21ページを御覧ください。

第３款民生費は、合計で329万9,000円の減額で、主なものは、１項社会福祉費１目社会福祉総務費で、地域福祉計画策定支援業務委託料の確定により163万9,000円の減、議案書22ページに移りまして、７目障害者福祉費で、身体障害者デイサービス委託料129万3,000円の減、過年度分各種負担金、補助金の精算に伴う国・県への返還金として、合計で119万5,000円の増などとなっております。

８目後期高齢者医療対策費は、県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う追加負担金で272万2,000円の増額となっております。

２項児童福祉費は、１目児童福祉総務費で保育対策総合支援事業費の確定により509万4,000円の減などとなっております。

議案書23ページを御覧ください。

第４款衛生費は、合計で1,039万6,000円の増額で、主なものは、１項保健衛生費２目予防費で、大崎市民病院救命救急センター負担金183万7,000円の増、過年度分新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金精算による返還金710万5,000円の増などとなっております。

議案書24ページを御覧ください。

第６款農林水産業費は、合計で647万3,000円の増額で、主なものは、歳入でも御説明いたしましたが、５目農地費で、渇水対策として揚水機設置に対する水利施設管理強化

事業補助金525万円の増などとなっております。

議案書25ページを御覧ください。

第７款商工費は、１項商工費３目平沢交流センター管理費で、歳入でも御説明申し上げましたが、参考資料事業№４、公共施設電気料高騰対策事業助成金として、平沢交流センター物価高騰対策として290万円を増額するものです。

第８款土木費は、合計で1,466万3,000円の減額で、２項道路橋梁費は、いずれも事業費の確定に伴う減額で、橋梁点検業務委託料159万9,000円の減、広域１号線舗装工事費1,225万5,000円の減となっております。

第４項住宅費は、歳入でも御説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金額の確定に伴い、交付金額が当初見込額を下回り、その不足額を地方債の対象としたため、財源変更を行うものでございます。

議案書26ページを御覧ください。

第10款教育費は、合計で1,060万3,000円の減額で、主なものは１項教育総務費で、学習用端末タブレット購入費1,118万円の減などとなっております。

第14款予備費は25万7,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、議案書10ページにお戻り願います。

第２表債務負担行為補正ですが、公共施設に係る電気保安業務の委託から、11ページ、学校給食センター給湯設備保守点検業務の委託まで、合計14か件を追加するものであります。

議案書12ページを御覧ください。

第３表地方債補正ですが、社会資本総合整備交付金額の確定に伴い、交付金額が当初見込額を下回ったことから、不足額を地方債の対象としたため、町営住宅整備事業債の限度額を750万円から820万円に変更するものであります。

以上、令和７年度色麻町一般会計補正予算（第６号）の概要を申し上げました。

よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の御説明とさせていただきます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　承認する上で質疑をさせていただきます。

ページ数25ページ、７款の１項３目平沢交流センター管理費について質疑をさせていただきたく思います。

先ほど課長から提案理由は聞きました。聞いた上での質疑でございます。今回、国から来ている重点支援地方交付金なるものを活用して、住民サービスの維持のため、公共施設の便宜を図るという部分で提示をしているというのは御理解はしていますが、数字上ですね、ちょっとお尋ねしたいのがありまして。交付金以外に一般財源これ投入しているわけですよ、参考資料№４を見ますと、55万3,000円かな。ただ、こちらがかえっ

て本議案書におけるとマイナス一般財源になっていると。先ほどのメンテナンスの屋根の部分がここでマイナスになっているというのは分かるんですけれども、これの財源の置き方、その根拠、令和７年４月から12月まで維持管理のためにこれを使うんだということでは分かるんですけれども、果たしてこれだけ必要であったのかどうなのか。交付金だけでやるんであれば分かるんですけど、一般財源まで投下する必要があったというんであれば、それの理由、根拠なるものが多分あると思われます。

そういったことを加味しながら、分かりやすく、もう少し御説明いただけないでしょうか。

○議長（中山　哲君）　企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　お答えいたします。

まず、総額で290万円、この総額、総事業費につきましては、令和７年４月から令和７年12月の電気料、この高騰分を計算したところ、１キロワットアワー当たり４円の上がり幅があったと、物価高というか、電気代が上がったということで、この積み上げの結果が290万円ということでございます。

その中でですね、その段階で交付金としてその枠が、残されていた枠が234万7,000円、この段階ではこの金額しかお出しできませんでしたので、この金額をまず交付金として充てると。ただ、やっぱり物価高騰対策ということで４月から12月までの電気料がですね、１キロワットアワー当たり４円上がっているという申請がありましたので、ここの部分につきましては、交付金だけでは賄い切れないので、これを切るというわけにもいきませんでしたので、その辺につきましては、かっぱのゆということでございます。町民のですね、憩いの場にもなっておりますので、そういったところの電気代、一般財源を投入して55万3,000円上がった分をですね、助成をするという考えに至った結果がこの財源の内訳ということになります。

この辺のところですね、交付金額だけでとどめてもよかったのではないかという御指摘もあるかと思いますけれども、そういったところも加味しまして、今回は上がった分の290万円、この分をですね、何とか物価高騰対策として交付していきたいということで考えた結果でございます。

以上です。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　課長の言うとおり、前年比に比べて、１キロ当たり４円上がったと。それを12月分まで出したいということで御提示したのだと思います。

ただ、物価高騰、12月で終わりではございませんので、その後の対策も多分踏まえていらっしゃると思われます。今回そういう意味で、エントランス部分の減免している部分もありますし、総体的にその部分をここに加重したのかなという思いでいるんですけど、そういう部分も加味した話での総体的な理由も含めてよろしいのかどうか、ただ単に一般財源をここに投下したということで取ればいいのかどうか、事業としてどうなんでしょうか。

○議長（中山　哲君）　地域振興課長。
○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君）　お答えいたします。議員おっしゃるとおりでございます。

そしてまた、12月補正段階での補正ということでございましたので、10月、11月、12月については、一定程度余裕を見た形で見込額で計上させていただいておりますので、最終３月では恐らく減額補正も当然出てまいります。

そしてまたあと、工事費での減額ということもございますので、ここは一般財源で計上させていただきました。
○議長（中山　哲君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第５　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号））

○議長（中山　哲君）　日程第５、承認第７号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。
○町民生活課長（渡邊勝男君）　承認第７号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号））につきまして、専決処分内容の御説明をいたします。

今回の専決処分は、令和７年色麻町議会定例会12月会議に提出した令和７年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年12月５日、専決処分を行ったもので、同条第３項の規定により承認を求めるものであります。

議案書28ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ３万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ８億2,850万9,000円とするものであります。

先に歳入から御説明いたします。

議案書33ページを御覧ください。

第３款国庫支出金第２項国庫補助金１目社会保障税番号制度システム整備補助金で３万4,000円の増額としております。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書34ページを御覧ください。

第１款総務費第４項１目趣旨普及費では、需用費といたしまして、歳入でも御説明いたしました国庫補助金と同額の３万4,000円を増額といたしました。

第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金２目国庫支出金還付金では、令和６年度に実施しました社会保障税番号制度システム整備等補助金を精算し、令和７年度会計に返還するもので、今回２万4,000円を増額し、予算額を２万5,000円といたしております。

第７款予備費において、歳入歳出予算調整のため２万4,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の内容の御説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第６　承認第８号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第２号））

○議長（中山　哲君）　日程第６、承認第８号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第２号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター長（髙橋康起君）　承認第８号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第２号））の専決処分の内容につきまして御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和７年色麻町議会定例会12月会議に提出した令和７年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条の第１項の規定により、令和７年12月５日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

議案書36ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ109万5,000円を追加し、予算総額を９億2,452万3,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。

議案書42ページを御覧ください。

第３款国庫支出金第２項国庫補助金では、介護保険事業費補助金で66万円の増額、第７款繰入金第１項他会計繰入金で43万5,000円の増額といたしました。

次に、歳出について移ります。

議案書43ページを御覧ください。

第１款総務費は、第１項総務管理費で介護報酬改定に伴うシステム改修委託料で77万円を増額。

第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金で、保険料還付金と過年度分介護給付費負担金等精算による返還金、合わせて125万4,000円を増額。

第７款予備費で92万9,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

39ページに移りまして、債務負担行為の設定で、介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけられている生活支援コーディネーター業務の委託で628万6,000円を限度額として債務負担行為を設定いたしました。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げ、専決処分の内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第７　承認第９号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第２号））

○議長（中山　哲君）　日程第７、承認第９号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第２号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　承認第９号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町下水道事業会計補正予算（第２号））につきまして、専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、事業費が確定したことによる減額補正と債務負担に基づく補正でございましたが、12月議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年12月５日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

第２条、予算第３条に定めました収益的収入及び支出の予算の予定額を３億6,550万9,000円といたしました。

議案書48ページをお開き願います。

収入について、第１款下水道事業収益第１項営業収益第２目その他営業収益で、受託料573万円の減額といたしました。

次に、支出について。

第１款下水道事業費用第１項営業費用第４目総係費では、委託料1,292万5,000円の減額といたしました。

第４項第１目予備費で718万7,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入について、第１款資本的収入第２項第１目工事等負担金で、700万円減額いたしました。

次のページをお開き願います。

支出について、第１款資本的支出第１項建設改良費第１目管渠整備費では、委託料320万円減額といたしました。第２目処理場整備費でも委託料350万円減額といたしました。

戻りまして、46ページをお開き願います。

第３条、予算第４条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億386万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額557万円、過年度分損益勘定留保資金868万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,022万1,000円、建設改良積立金938万8,000円で補填するものといたしました。

次のページを御覧ください。

第４条、予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、色麻浄化センター外１施設に関わる電気保安業務の委託、ほか２件でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第８　承認第１０号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第３号））

○議長（中山　哲君）　日程第８、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和７年度色麻町水道事業会計補正予算（第３号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君）　承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和

７年度色麻町水道事業会計補正予算（第３号））につきまして、専決処分内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、事業費が確定したことによる減額補正と特定防衛施設周辺整備調整交付金の二次交付金額が確定したことによる増額補正、債務負担行為に基づく補正でございましたが、12月議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和７年12月５日、専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

初めに、収益的支出について御説明いたします。

議案書52ページをお開き願います。

第２条、予算第３条に定めた収益的支出の予算の予定額を１億8,779万円といたしました。

議案書54ページをお開き願います。

第１款水道事業費用第１項営業費用第４目総係費では、委託料573万9,000円の増額といたしました。

第４項第１目予備費で573万9,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

すみません、逆でした。

減額といたし、予備費で579万円の増額と。

すみません。

議案書54ページをお開き願います。

第１款水道事業費用第１項営業費用第４目総係費では、委託料573万9,000円の減額といたしました。

第４項第１目予備費で573万9,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次のページをお開き願います。

資本的収入について御説明いたします。

第１款資本的収入第２項国庫補助金第１目特定防衛施設周辺整備調整交付金では、1,282万円の増額といたしました。

すみません。

1,282万円の増額といたしました。

戻りまして、53ページを御覧ください。

第３条、予算第４条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,671万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額733万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,586万円、当年度分損益勘定留保資金351万6,000円で補塡するものといたしました。

第４条、予算第10条を第11条とし、第５条から第９条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

予算第５条に定めた債務負担をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、八原浄水場外５施設に関わる電気保安業務の委託でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げまして、専決処分の内容説明といたします。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第９　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めること）

○議長（中山　哲君）　日程第９、承認第11号専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めること）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター長（大河原基典君）　承認第11号専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めること）につきまして、専決処分の内容を御説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和８年定例会１月会議に提出いたしました、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会において議決するべき事件を議決しなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日に専決処分を行ったもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案書57ページをお開きください。

内容でございますが、町立学校の教員が、令和７年６月６日、職務で町有自動車を運転し、黒川郡大郷町川内字中埣山34の56の県道交差点におきまして、赤信号のため停車していた相手方車両に追突し、損害を与えたものでございます。

なお、相手方の住所、氏名は、議案書に記載のとおりでございます。

相手方の車両に運転手以外の同乗者はなかったものの、運転手は頸部のむち打ちの診

断を受け治療を受けております。

和解の内容でございますが、この相手方の車両の修繕費及び治療費等の賠償につきまして、本町との間で協議が整いましたので、修繕料248万500円、人身77万5,217円の損害を賠償することで示談をいたすものでございます。

また、本町と相手方との間には、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認するものでもございます。

なお、この損害賠償金につきまして、その全額が全国自治協会の共済金より支払われるものでございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げ、専決処分内容の説明とさせていただきます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。８番小川一男議員。

○８番（小川一男君）　この件について、２項目について説明を求めます。

まず、第１点は、この事故は令和７年６月６日、そして、当町議会の承認を求める和解、損害賠償が１月に付しているんですが、約半年くらいかかった理由は何か。

それから、もう１点。和解の内容において、過失割合が100対ゼロ、さらに本件の概要を見ますと、赤信号のために停止していた相手方に追突した。そこでですね、一般ではちょっと考えられないんですが、この状況下で心身的なこの当事者の状況はどうだったのか、併せて過労とか何とかの労務管理はどのように認識していたのか説明を求めます。

○議長（中山　哲君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター長（大河原基典君）　お答え申し上げます。

まず、１つ目の示談まで期間がかかった件につきましては、やはり車両の損害に対する賠償金の額、そちらの協議の部分で大分時間を取ったと聞いてございます。

また、２つ目の当事者の状態でございますが、この事故が起こった場面というのが宿泊を伴う学校の行事の２日目、帰り道でございます。車を運転しておりました教師につきましては、実は、後ほど持病を持って投薬もしていたという状況が分かっておりまして、労務管理上は適正な状態ではなかったということでございます。

○議長（中山　哲君）　８番小川一男議員。

○８番（小川一男君）　１点目ですが、この総額325万円のうち、物損と人身という形でここに明示されていますが、私は物損よりも人身、普通は損害賠償の場合は、物損の場合は原状回復とかそれでの査定はある程度限定されて、こちらの人身のほうが後遺症等ですね、それにかかって半年くらい過ぎたのかと思ったんですが、今の説明ですと、物損のほうがなかなか和解というか、条件が折り合わなかったということで説明を受けています。もう少しその点、具体的に説明を求めます。

さらに、２番目の労務管理について、いみじくもちょっと芳しくないということです

が、これは結果は結果ですが、どのように考えていてもですよ、赤信号のために止まっている相手車両に追突するというのは、一般ドライバーとして何か天平地位とか特別なことがない限りは発生しない事例だと思うんですが、先ほど労務管理に問題あったということですが、もう少し細部にわたって、これで終わりますけれども、説明を求めます。

○議長（中山　哲君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター長（大河原基典君）　お答えいたします。

まず、１つ目の示談内容の人身と物損の部分でございますが、実際人身のほうに関しましては、治療に関しましては議案書にございますとおり、頸部のむち打ち程度ということで、それほど長期間かからずに済んでいるものでございます。

ただ、車両のほうの破損がやはり状況も大きかったということもございまして、なかなか金額の折り合いがつかなかったということでございました。

２つ目の状態でございますが、先ほど申し上げました前日の泊まりの勤務、プラス、投薬のせいでですね、やはりちょっと眠気を持ってしまったということでございます。その状況下でしたので、前に赤信号で止まっている車両に追突してしまった、そのような状況でございます。

○議長（中山　哲君）　よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　１点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

今、労務管理についての御質問が出ておりました。

学校の先生いろんな部分で今ストレスをためてやっていらっしゃる、それは十二分分かります。

そういった中で、そういった投薬を使っているという現状を把握した中で、泊まりの朝帰りという話でもございますが、そういった部分、常用的にあったということに捉えるのかどうか、その点について、公務の中において学校として、また教育委員会として、そういった部分どのように労務管理を図ってきたのか。そういった部分が今回の事案につながったんではないかなと思われます。その点についてどのようにお考えになっているのか。今後そういった先生方がまだいると思われますので、それに対しても含め、考えがあるんであればお示しをいただきたいなと思います。

○議長（中山　哲君）　教育長。

○教育長（千葉律之君）　ただいまのことについて私からお話ししたいというふうに思います。

事故というのは、昨日も東京のほうでも大きい事故が起こっております。そういった中でですね、死者も出るというふうなこともありました。これは決して甘く見てるわけじゃないと思いますが、起こってはならないことというふうに捉えております。

先ほどの件につきましてお話しします。

投薬というふうなものがあったというふうなことでありました。それについては、私どもはちょっと知るところではなかったというふうなことがあります。

ただ、これについて私ども、やっぱり、知らないとまずいというようなこともありましたので、学校長のほうには、健康管理を毎日タブレットでして記録するようにというふうなことを指示しております。

また、こういったことが二度と起こらないように、できるだけそういった出勤時については持っていかないというふうなことも指示しております。

また、こういったことについて、事故というふうなもの、もちろんこれはまずいというふうなことが分かると思いますが、私たち町の職員にしてもですね、ビデオ、ＤＶＤを見て交通事故の怖さ、そしてまたちょっとした飲酒運転の怖さ、飲酒運転ではないんですけども、そういったことについてのＤＶＤがございました。それを悉皆として、全員２つのビデオを見るようにというふうに指示しております。間もなく終わるか、全員見るかというふうに思いますが、そういったことで今後、事故が絶対起こらないというふうなこと、起こさないようにということを念頭に指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山　哲君）　よろしいですか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　今、教育長の答弁聞きますと、薬の投与については聞き覚えなかったというような答弁でございます。

通常であれば、企業であれ何であれ、普通アルコールチェックして皆さん運転なされて、公務員の方もなされていると思います。今回アルコールではないものの、安全管理、要は健康管理を含めた中で責任者がそれを務めるべきではなかったのかなと。

そういったことが滞ったことによって今回の事案が起きてしまったんではないかなと思うんですけど、そういった部分を含め、健康管理、今まで学校の先生含め、どうだったのか。

生徒さんの健康管理を学校でしているみたいですけども、先生の健康管理というものはどういった形になってたのか、その点について再度お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山　哲君）　教育長。

○教育長（千葉律之君）　毎日行うというようなことになったのは、この事故の後でございます。

その以前につきましては、毎日っていいますか、健康管理について行うということは保健室のほうに指示しておりまして、保健のほうから様々な、例えば持病を持っていることとかですね、そういったことについてとっております。

ただ、今回タブレットを使って行うというふうなことになったのが、この事故の後というふうなことで、しっかりと迅速にそれを把握するというふうなことに徹しているというところでございます。

以上です。

○議長（中山　哲君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。１番工藤昭憲議員。

○１番（工藤昭憲君）　今、ただいまの５番議員並びに８番議員質疑したことで、おおよそのことはつかんだんですが、一般的に考えると赤信号で止まっていた車に追突したということは、当然これにも書いてありますけど100％で、ある意味で言えば、過失が、重大な過失に当たるようなふうに思うんですよね。その辺についての、今回この100ゼロで町がその相手方に対して和解をしたという、その理由。ここに一応説明はありますけれども、もうちょっと詳しく、町が100％支払うんだという理由は、どういうふうに結論づけたのか。そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長（中山　哲君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター長（大河原基典君）　お答えいたします。

まず、今回の件につきまして、町が100％払うということに関しましては、まず、運転していた方というより、まず使用していた車両、そちらがまず町有自動車であった、そういったところから始まっております。

そちらを使って個人の車両に追突したわけでございますので、まず今回は町のほうでそちらを保険対応という形で賠償を行った形でございます。

○議長（中山　哲君）　１番工藤昭憲議員。

○１番（工藤昭憲君）　要するに、この町の公用車を使ってたということは、要するに、国家賠償法の賠償、何て言えばいいんだ、国家賠償法の第１条に該当する案件であって、したがって、町でそういうふうに認めて支払いをしたというふうに説明ですよね。今の答弁ですよね。

要するに、公権力の行使に当たる公務員が、職務執行について故意または過失による違法に他人に損害を与えたとき、国または公共団体がそれを賠償するわけですよね、国家賠償法では。

しかし、その１条では、故意または過失によってというふうになってます、確かに。でも、１条の２項には、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有するとなってますよね。

そうした場合、どう考えても町で認定したのが100ゼロですし、こういう状況から踏まえても、どう考えても相手方に対して損害を与えてしまったこの方について、過失がなかったのかどうか、果たして。

別に公権力行使する公務員に対してね、萎縮するようなことを申し上げるつもりはございません。

ただ、法に従ってやっていけば、本来であれば、幾ら共済金で支払うとはいっても原資は当然税金であります。そうした場合に、この過失、重大な過失ということに当たらないのかどうか。町ではそのことについてどのように判断をしたのか、確認します。

○議長（中山　哲君）　企画財政課長。

○企画財政課長（今野　稔君）　お答えいたします。

まず、保険の関係でございますけれども、この100ゼロ、この負担割合の100ゼロでございますが、これは、まず保険会社のほうで様々な事故の事例、それから判例がござい

ます。それらを踏まえまして、今回の事故の内容につきましては、例えば何対何ということで、まず保険会社同士で内容の確認をするということでございます。

その中で、やっぱり過失。過失もですね、故意の部分と、それから本当にちょっとよそ見をしてしまってというのもこれも当然過失の一部に入るかと思いますけれども、そういったものを踏まえた上で、本人の内容のですね、聴取もいたしました結果ですね、保険屋さんも保険屋同士がですね、これはもう100ゼロの事案だということで決定をされました。

これにつきまして、町のほうでは認められないと、100ゼロはおかしいということで、幾らでも町の過失割合を軽くしようということで検討はいたしましたが、やっぱり内容を冷静に客観的に見てもですね、やっぱり今回は100ゼロの損害割合ということがやむを得ないだろうという判断でございまして、できれば、確かに原資は税金でございます。税金でございますので、幾らでも減らすという努力はいたしましたが、結果としてこのような形でですね、和解をせざるを得なかったというのが現状でございます。

この先生に対するですね、ドライバーに対する過失の部分につきましては、これはまずまた別なところで判断されるところもあるかもしれませんが、まず、相手方とのですね、この保険の割合につきましては、これで和解を見たいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中山　哲君）　１番工藤昭憲議員。

○１番（工藤昭憲君）　100ゼロ、過失割合100ゼロについては、保険屋さん同士で話をして、話合いをしてね、いろんな事例を参考にしながらっていうのは分かるんです。

本員が言っているのは、追突事故を起こしてしまった、その公務員の方が国家賠償法による１条の２項による、町なり県なりが求償権あるわけですよね。その求償権に対してどういう考えでいるんだか、今後どうするんだかっていうことなんですよ。

要するにね、重大な過失というのはね、一般的にね、この長時間のこういう労務管理の部分に当たるかもしれませんけれども、長時間の疲労を放置した状態、または眠気を自覚しながら運転したかどうか、運転手本人が、追突した方が。また、今、危険運転何とか罪っていうのがあるように、やっぱりその危険的な運転だったかどうかとか、いろんなその判断の仕方があるんだと思いますけれども、その中で２項による重大な過失がなかったのかどうか、その方が。そのことについて、どういうふうに町として、または県職員であれば県として、この案件に対して100ゼロっていうふうに至った、さっき言った保険屋さんがどうとかって言った、そういう問題とこれは別な話なんだと思うんですよね、求償権の件に関しては。

そのことについて、町として、県として、相談したんだと思いますけれども、そういうことについてどういうふうに思ってるのか。今後どうするんだか。こういう事例っていうのは、年に１件や数年に１件、２件必ずあるんですよ。今までも結構経験ありますけれども。

だから、一方的に、さっき言ったように、運転手、公権力を行使するためにその職務に当たった職員に対して、萎縮するようなことを言うつもりはありません。ただ、少なくとも、重大な過失というふうに認定される可能性、事例ではないのかなと思うもんですから、今後のことも含めて、お尋ねしてるんですけれども。

その見解はどうなのかということを聞いてんですよ。県とも相談しながらしたのかどうかも含めて。

○議長（中山　哲君）　教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター長（大河原基典君）　この事故が起こって、そちらについて、その内容をまとめた報告書を県の教育委員会のほうに提出しております。

それに基づいて、県のほうからその先生、教師に対して、懲戒等の処分は教育委員会に下りてきておりません。ただ、本町教育委員会といたしましては、当日の勤務の状況、そういったものを鑑みまして、先ほど教育長より申しましたとおり、管理職等々に対しまして、今後の教員の健康管理、状況管理について指導を行った、そういった流れで来ております。

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１０　承認第１２号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定）

○議長（中山　哲君）　日程第10、承認第12号専決処分の承認を求めることについて（色麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（鎌田一博君）　承認第12号専決処分の承認を求めることについて（色

麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定）の専決処分内容につきまして、御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、子ども・子育て支援法等に新たに規定されました、乳児等通園支援事業に関する条例の制定でございましたが、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日、別紙のとおり専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

議案書59ページをお開き願います。また、参考資料も併せて御覧ください。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度とは、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の方の就労要件などを問わず、お子さんを保育所などの事業所に通わせることができる新たな制度です。

制度を利用できる対象者は、保育所等に通っていないゼロ歳６か月から満３歳未満で、一月当たりの利用希望時間が月10時間以内の方となっております。

本事業は、令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業として創設され、同法による児童福祉法の一部改正において、市町村による認可事業として位置づけられ、令和８年度から全国の自治体で実施されます。

参考資料２ページを御覧ください。

本事業を実施するに当たり、事業者がこども誰でも通園制度事業を行うには、事業所の所在する市町村の認可を受ける必要があります。保育所、認定こども園、幼稚園などの施設で、基準を満たす場合には認可を受けることが可能となっており、その認可基準については、国が定める内閣府令に基づき、各市町村において条例で定めることとされていることから、本条例を制定したものでございます。

議案書59ページを御覧ください。

主な制定の内容ですが、第１条及び第２条では、この条例の児童福祉法の規定に基づく趣旨や用語の意義を定めております。

第３条及び第４条では、最低基準の目的等として、町及び事業所が努めるべき最低基準について定めており、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

また、乳児等通園支援事業者においても、常にその設備及び運営を向上させなければならないとしております。

第５条については、事業者が努めなければならない一般原則として、利用乳幼児の意思及び人格を尊重することや、保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明することとしております。

第６条から第８条までは、非常災害に備えて具体的な計画を立て、これに対する訓練を行うことや、利用乳幼児の安全を確保するための安全計画の策定、自動車を運行する

ときは、乗車及び降車の際に点呼等による所在の確認を行うことを定めております。

第９条から第10条までは、職員の一般的要件や知識及び技能の向上を定めており、職員は心身ともに健康で、常に自己研さんに励むことや、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとしております。

第11条は、本事業が保育所等において一体的に実施される場合と、併設する施設などの利用者の年齢区分ごとの設備や職員を備え、かつ、利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができるとしております。

第12条から第13条までは、利用乳幼児に対し、国籍や心情等により差別的な扱いをしてはならないことや、身体的な虐待等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとしております。

第14条及び第15条では、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について衛生的な管理に努めることや、食事の提供を行う場合には、調理に必要な設備を備えなければならないとしております。

第16条から第19条までは、本事業の運営について内部の規程を定めることや、職員、財産、収支等の帳簿の整備、秘密の保持や苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとしております。

第20条の乳児等通園支援事業の区分では、一般型乳児等通園支援事業は、保育施設の定員とは別に受入れ定員を設け、在園児と合同または専用室で保育を実施し、専任の保育士を配置して実施する事業となっております。

一方の余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所施設の利用定員に達していない場合に、利用定員の範囲内で実施する事業となっております。

第21条から第22条までは、一般型乳児等通園支援事業の設備や職員の基準について定めております。

第21条の設備の基準では、乳児室の面積は乳児または満２歳に満たない幼児１人につき1.65平方メートル以上とし、ほふく室の面積は3.3平方メートル以上とするものです。また、満２歳以上の幼児の保育室または遊戯室の面積は、幼児１人につき1.98平方メートル以上と定めております。

議案書65ページでございます。

第22条の職員の基準では、保育士または町長が行う研修を修了した者を置かなければならないとしており、職員の数は、乳児３人に１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児６人に１人以上とし、そのうち半数以上は保育士としております。

ただし、１事業につき２人を下ることはできないものとなっております。

なお、第３項では、特例として、保育所等が一体的に運営されており、その職員の支援を受けることができ、乳児等通園支援事業の職員が保育士である場合や、利用乳幼児が３人以下で、保育所等の施設を利用し実施され、保育所等の保育士の支援を受けることができるときは、職員数を１人とすることができるとしております。

第23条及び第24条では、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、内閣

総理大臣が定める保育所、保育指針に準じ、養護及び教育を一体的に行う特性に留意して提供されなければならないことや、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、支援内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとしております。

第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備や職員の基準について定めております。設備及び職員の基準については、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所の各施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとしております。

第26条は、第23条の乳児等通園支援の内容及び第24条の保護者との連絡規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することを規定しております。

第27条は、書類の作成や記録について、書面等に代えて電子データで行うことができるとしております。

附則として、こども誰でも通園制度は令和８年４月１日からの利用開始を目指しており、町民への周知や利用登録、事前面談等の手続を要することから、同日付で交付しております。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げ、専決処分の内容の説明といたします。

○議長（中山　哲君）　ただいま、先ほど、承認を求めることについてということで、色麻町乳幼児等通園支援事業の「設置」と申し上げましたが、皆様議員各位に配付した議題にあっては、「設備」となっておりますので、訂正していただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　「設置」でなくて、「設備」ということですね、議長。了解いたしました。

今回のこの新事業について、何点か御質問させてください。

参考資料、いろいろ書いております。制度とは、あとは利用に対するメリット、制度で利用できる対象者等と載っておりますが、このメリットから追っていきますと、３番目の制度を利用できる対象者、ちょっとここで気になります。１か月当たり利用時間として月10時間以内の方とするとなっております。１か月30日の中で、土日はさておき10時間しか使えないという部分において、制度のメリットの中を利用する方において、社会的資源を活用することにもつながると。具体的にどういった活用がここのメリットとして生まれるのか。利用できる対象者の時間数から追っていって、この制度を利用する上に当たって、担当課としてはその点をどのように考えて利用者にまず説明するのかを１点お尋ねしたい。

２点目としまして、この利用方法。市町村における認定とございます。認定。具体的にどのような認定をするのか、もう少し分かりやすく御説明を求めたいと思います。

あと、３点目としまして、面談の予約。電子的な方法で面談の予約をするのか、紙ベ

ースなのか分かりませんけれども、そういった部分どうなのか。利用者に対して、それをどのように説明していくのかをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

まず、３点、答弁を求めます。

○議長（中山　哲君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（鎌田一博君）　お答えいたします。

利用可能時間の10時間の理由ということでよろしかったでしょうか。

失礼いたしました。

社会的資源ということでございますが、この制度につきましては月10時間以内となってございますが、それ以上につきましては、一時保育の利用もできますし、あと町においても子育て支援センターも併設されておりますので、そちらのほうに利用者を促すように今後周知していく予定としております。

あと、市町村における認定の基準でございますが、この事業者の認定の流れといたしましては、町と通園支援事業の認可申請を行う事業者と、まず事前にですね、協議をいたします。その後、乳児等通園支援事業の認可の申請を受けまして、それで認可の申請に関する審査、この審査の内容でございますが、まず名称だったりですね、建物の規模や構造、そういった図面並びにその事業の運営についての重要事項に関する規定、そういったものを申請していただいて、申請どおりの内容かどうかをまず審査をしまして、子ども・子育て会議に意見を聴取しながらですね、認定していくという流れになってございます。

あと、制度をですね、利用できる、その制度の利用方法でございますが、まずこれはシステムを使いまして、こども誰でも通園制度総合支援システムのシステム上からですね、利用者が申請しまして、それで町による認定、その後、決定通知を受理しまして、その後、利用者が事前面談、施設を利用するところに申請しまして、事前面談の予約をしていただきます。その後、事前面談が終わりましたら、施設の利用を開始できるというふうな流れになってございます。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　課長ね、私こう聞いてたんですよ。

一月当たりこの制度を利用できる条件としては、一月当たり10時間以内の方を対象とすると、そういった方が今後いるのかどうなのか。そういった部分を踏まえて、そういう方々が社会的支援的な部分の活用をどのようにして促すのかということをまず１点聞いたわけですよ。１点目。

なおかつ２点目について、市町村における認定、これは保護者、利用者の方なのか、事業者の方なのか、私、分かんないです、これだけで、誰が見ても。さっき何か事業者の方の認定がどうだとか、利用者の方の面談がどうだとか、しっちゃかめっちゃかになってんのね、答弁。

利用者のためにどうなのか、じゃあそれを使う場所の事業者に対しての認定を町としてどうするのか、それをもう少し分かりやすくしていただかないと、これ参考資料見る

限りは、利用者の方の申請から始まってるから、利用者の方が申請して、それを町に出すことによって承認認定をいただいて、その後、事業者のほうにシステムでやって、要は面談を受けながら、最終的に使える、使えないって話なのかなと思って聞いてるんですよ。

言ってる意味分かりますか。そこをもっと分かりやすく説明をもう一度求めます。

○議長（中山　哲君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（鎌田一博君）　お答えいたします。

参考資料のほうで説明申し上げますと、この４番の制度の利用方法につきましては、利用者による申請となっております。

それで、もう国のほうでですね、この制度を利用する際につきましては、こども誰でも通園制度総合支援システム、このシステム上を運営しておりますので、このシステムで全て管理をすることになります。

このシステムにおいては、利用する時間を把握できたりですね、その方がどこの施設を使ったかというのもシステムで分かるようになってございまして、申請の流れとしては、利用者がこのシステムで申請をして、それで町によってその条件が合ってるかどうかを審査して、認定されればその決定通知をですね、このシステム上で発行します。そして、発行されましたら、その利用者は発行されたのを確認して、今度、利用者がどこの施設を利用するか、その施設の利用の状況を見ながら、今度事前面談ですね、お子さんを連れて、お子さんの養育状況だったり、アレルギーがあるかどうか、そういったことの確認をして、それで施設側もですね、それで受入れできますよとなりましたら、施設の利用が開始できるというふうな流れになっております。

社会的資源でございましたが、社会的資源、この制度上は、まず月の利用する上限が10時間と定めておりまして、その時間を超えた場合につきましては、こども園の一時保育事業を使ったりですね、町の児童センターだったり、そういった町の施設を活用しましたり、あと認定こども園のほうにおいてもですね、地域の子ども・子育て支援室もありますので、そちらのほうに町としては誘導して利用の推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中山　哲君）　５番相原和洋議員。

○５番（相原和洋君）　何か説明を聞きますと、暗中模索になっているのは私だけなのかなとちょっと思います。

これを利用する人、町内の方、町外の方、そこの部分どうなのか、示し方も一切ちょっと分かりかねる部分もございますし、利用する人の申請についてはシステムを利用する、そのシステムというツールは何をもって申込みができるのか、タブレットなのか、パソコンなのか、スマホなのか分かりかねますよ、私はね。

そういった部分をどのようにこの対象者に告知を町としてしていくのか、しないのか。４月１日からこれを施行して進めたいということですから、当然もう早速やられていらっしゃると思いますんで、その点どうなのかなと。そういった部分がちょっと分かりか

ねるかなという気しております。

その点についてもう一度、今どのように進めようとしてるのか。先月、専決処分してますんで、当然もう進めていらっしゃるものかなと思われますんで、その点を含めお尋ねをしておきたいなとちょっと思っております。

なおかつ、この10時間以内の方というのをどのように私どもは、先ほど一時保育のほうに誘導するとかっていうお話でありますんで、月10時間で済む方、保育所に預ける方いるのかなとちょっと悩んだもんですから、そういったところどのように捉えていらっしゃるのか、町として担当課は。その点も含め、お答えいただきたいなと。

そういう方々が10時間以内を利用して、孤独感とか、ここに載っている不安感が解消できるものなのか、そういったメリットを含めて多分出されたんだと思われますんで、もう少し分かりやすく、その点も含め答弁を求めたいと思います。

○議長（中山　哲君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（鎌田一博君）　お答えいたします。

こども誰でも通園制度のですね、今後の流れですけれども、その周知でございますが、今ホームページだったりですね、町の広報紙、あとチラシもですね、配布しまして、そのチラシにＱＲコードを添付しておりまして、そこからもうスマホとかで読み取りますと、もうそのシステムが開いてですね、そこで利用者が申請できるようなシステムになってますんで、そちらのほうの周知は今後ですね、ちょっと３月頃をめどにですね、周知していきたいというふうに考えております。

あと、利用のですね、10時間でございますが、まだその10時間、上限10時間というのは国のほうから示されておるんですけれども、10時間以内の利用については、利用の申請者のですね、状況によりますので、町で何人利用するかっていう把握まではちょっと今のところしていない状況です。

○議長（中山　哲君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後２時５５分　休憩

午後３時１４分　再開

○議長（中山　哲君）　休憩を閉じて会議を開きます。
休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

日程第１１　承認第１３号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）
日程第１２　承認第１４号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

○議長（中山　哲君）　日程第11、承認第13号専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）、日程第12、承認第14号専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）、以上の２か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、日程第11、承認第13号、日程第12、承認第14号については一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山　哲君）　日程第11、承認第13号専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）、日程第12、承認第14号専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）、以上２か件を一括議題といたします。
議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。
○総務課長（遠藤　洋君）　承認第13号専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）、承認第14号専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）を一括議題とさせていただき、御説明いたします。
今回の専決処分は、令和８年１月会議に提出しましたが、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし承認を求めるものであります。
まず初めに、承認第13号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正の内容について御

説明いたします。

政府は、国家公務員の給与改定について、令和７年８月７日の人事院勧告どおり実施することなどを内容とする令和７年度の公務員給与改定の方針が令和７年11月11日閣議決定され、同日付総務副大臣通知により、地方公務員の給与改定等に関する取扱いが示されました。これに基づく給与法改正法案は、衆議院が12月11日に、参議院が12月16日に可決されております。これにより、本町においても、その勧告内容、国の給与法改正に準じて町職員の給与条例を改正するものであります。

本年度の人事院勧告では、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、昨年度に引き続き、俸給及びボーナスの引上げを行う内容であります。本日配付いたしました条例改正概要、承認第13号関係の参考資料と審議資料の２ページを御覧ください。

今回の勧告では、民間給与との格差を解消するため、初任給の引上げなど若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員には昨年度を上回る引上げを行い、人材の確保を図るため同法について改定されるものであります。

まず、参考資料の①の月例給の改正ですが、初任給については、大卒者で１万2,000円、5.5％の引上げ、高卒者で１万2,300円で6.5％の引上げとなります。

また、俸給全体の平均改定率は3.3％となり、審議資料５ページから11ページまでの行政職給料表のとおり改正をいたしております。

続きまして、参考資料の②、③の期末手当、勤勉手当の支給割合の改正についてですが、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は一般職員及び再任用職員において0.05月分で、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分されることとなります。

続いて、参考資料④の通勤手当支給額の改正ですが、これも民間の同種手当の支給額を踏まえ、距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で引上げとなります。

また、距離区分の上限額の引上げ、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当が創設されます。

その下の表に移りまして、令和７年度分として12月の一般職員期末手当、現行1.25月を0.025月引き上げ1.275月に、勤勉手当は1.05月を0.025月引き上げ1.075月となります。

令和８年度以降については、６月、12月の期末手当を一般職員の現行1.25月を0.0125月引き上げ1.2625月に、勤勉手当は1.05月を0.0125月引き上げ1.0625月に改正いたします。

その下の表に移りまして、再任用職員の令和７年度分として期末手当、現行0.7月を0.025月引き上げ0.725月に、勤勉手当は0.5月を0.025月引き上げ0.525月となります。

令和８年度以降については、６月、12月の期末手当を現行0.7月を0.0125月引き上げ0.7125月に、勤勉手当は0.5月を0.0125月引き上げ0.5125月に改正するものであり、これらについては、審議資料４ページ、14ページ及び15ページに記載のとおり改正いたすものでございます。

これにより年間のボーナスは一般職員、現行4.6月から4.65月に、再任用職員、現行2.4月から2.45月になります。

次に、参考資料裏面を御覧ください。２ページ目です。

通勤手当支給額の改正ですが、令和７年度分については、10キロメートル未満は変更ありませんが、10キロメートル以上は距離区分に応じて200円から7,100円の幅で引上げされます。

令和８年度以降につきましては、これまで距離区分の上限は60キロメートル以上としておりましたが、距離区分の上限を100キロメートル以上とし、５キロメートル刻みで新たな距離区分が創設されます。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、公布の日から施行し、令和７年度分の月例給、期末勤勉手当、通勤手当の改正については、令和７年４月１日に遡及され、期末勤勉手当の令和８年度以降分及び通勤手当の距離区分の上限額引上げにつきましては、令和８年４月１日から適用となります。

続きまして、承認第14号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容を御説明いたします。

承認第13号職員の給与条例において、月例給の改定がありました。会計年度任用職員の給与については、行政職給料表の１級及び２級の給料表と同様の規定としていることから改正するものであります。

参考資料の３ページ上段の承認第14号の欄と、審議資料の16ページを御覧ください。

この表は、先ほども申し上げましたが、行政職給料表第１級、２級と同じものです。

平均改定率は、１級が5.2%、２級は4.2%となり、8,300円から１万2,300円の幅で引上げとなります。また、期末勤勉手当につきましては、正職員と同様の率での支給としております。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、公布の日から施行し、改正後の規定は令和７年４月１日からの遡及適用となります。

以上、専決処分の内容の御説明といたします。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより承認第13号専決処分の承認を求めることについて（色麻町職員の給与に関する条例の一部改正）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第14号専決処分の承認を求めることについて（色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１３　承認第１５号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

日程第１４　承認第１６号　専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

○議長（中山　哲君）　日程第13、承認第15号専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）、日程第14、承認第16号専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）、以上の２か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、日程第13、承認第15号、日程第14、承認第16号については一括議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山　哲君）　日程第13、承認第15号専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）、日程第14、承認第16号専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）、以上２か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤　洋君）　承認第15号専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）、承認第16号専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）の内容を御説明いたします。

今回の専決処分は、令和８年１月会議に提出しましたが、議会において議決すべき事件を議決しないため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年１月９日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし承認を求めるものであります。

この２か件については、改正内容が同じでありますので、一括で御説明させていただきます。

先ほど御承認賜りました、承認第13号職員の給与条例と同様、人事院勧告に基づくものとなりますが、常勤特別職並びに議会議員の期末手当を、年3.45月から0.05月分引き上げ3.5月とする内容となっております。

参考資料３ページの下段、承認第15号、16号の欄と、審議資料23ページ及び24ページを御覧ください。

令和７年度分として、12月の期末手当、現行1.725月を0.05月引き上げ1.775月に、令和８年度以降については、６月、12月の期末手当、現行1.725月を0.025月ずつ引き上げ1.75月に改正するものであります。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、公布の日から施行となり、令和７年度分の期末手当については、令和７年12月１日に遡及され、令和８年度以降分については、令和８年４月１日から適用となります。

以上、専決処分の内容の説明といたします。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山　哲君）　以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山　哲君）　これより承認第15号専決処分の承認を求めることについて（色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　続いて、承認第16号専決処分の承認を求めることについて（色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）の質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山　哲君）　これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（中山　哲君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
　続いて、お諮りいたします。議事の都合により、１月24日及び25日の２日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（中山　哲君）　御異議なしと認めます。よって、１月24日及び25日の２日間を休

会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

大変御苦労さまでした。

午後３時３５分　延会
